

**募集**  
**フリーマーケット**

ふるさとまつり会場でのフリーマーケット出店者を募集します。

**日時** 8月1日(日)午前10時

**場所** ふるさと公園

**募集店数** 先着50店

**申込期間** 6月15日(火)～7月16日(金)

**申込・問合せ** 住民課生活安全グループ ☎76・2130

**募集**  
**青年協議会会員**

青年協議会では、町内各種イベントへの参加や会員の懇親など、様々な活動を行っています。

一緒に楽しく活動する仲間を募集していますので、皆さんの加入をお待ちしています。

**対象** 町民または、町内で働いている方

**活動** ふるさとまつり、雪まつりへの参加、スポーツ交流会、懇親会ほか

**年会費** 1000円

**申込・問合せ** 教育委員会社会教育グループ

☎76・4233

**暮らし**  
**交通事故相談所**

交通事故にあったが、どうしたらよいか分からない。損害賠償額が適正かどうか知りたい。

示談の仕方はどのようなものか。

そんなときは、交通事故相談所をご利用ください。専門の相談員や弁護士が、交通事故に関する相談に応じています。

**相談料** 無料

**相談方法** 面接(要予約)、電話

**問合せ** 住民課生活安全グループ ☎76・2130

北海道交通事故相談所 ☎050・3533・4703

空知総合振興局交通事故相談所 ☎0126・20・0044

**暮らし**  
**4月町内交通事故発生状況**

( ) は前年同月発生状況

**発生件数** 0件(3件)

**死者数** 0人(0人)

**負傷者数** 0人(3人)

**暮らし**  
**子どもの人権110番**

6月28日から7月4日まで、子どもの人権110番強化週間です。いじめ、虐待、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、子どもの人権に関する悩みについて、相談時間を延長して対応します。

**日時** 6月28日(月)～7月2日(金) 8時30分～19時

7月3日(土)、4日(日)10時～17時

**専用相談番号** ☎0120・007・110

**問合せ** 法務局滝川支局 ☎23・2330

**暮らし**  
**ひきこもり家族交流会**

ひきこもりの家族がいて心配な方、同じ境遇の人と話がしたい方のための交流会を開きます。

**日時** 7月9日(金)13時30分～15時

**場所** 滝川保健所

**対象者** ひきこもり問題を抱える青年の家族

**料金** 無料

**申込・問合せ** 滝川保健所 ☎24・6201

**町有情報の運用状況**

開かれた町政を目指すために、町が所有する情報の運用状況を公表します。平成21年度の運用状況は、次のとおりです。

**町情報公開条例運用状況**

公開の請求の件数	0件
全部公開の件数	0件
一部公開の件数	0件
非公開の件数	0件
異議申立ての件数	0件
異議申立ての処理の件数	0件

**町個人情報保護条例運用状況**

個人情報取扱事務の件数	133件
開示請求の件数	1件
訂正等請求の件数	0件
是正の申出の件数	0件
開示決定の件数	1件
不服申立ての件数	0件
外部委託をした個人情報取扱事務	16件(左表)
個人情報の目的外利用の件数	25件
個人情報の外部提供の件数	24件
<b>担当</b> 総務課総務グループ	☎76・2131

**外部委託をした個人情報取扱事務**

事務の名称	実施機関名
職員等健康診断事業事務	町長
住民記録及び印鑑登録業務に係る事務	町長
国民健康保険資格管理事務	町長
国民年金資格管理事務	町長
福祉医療費受給資格者管理事務	町長
個人町道民税課税事務	町長
軽自動車税課税事務	町長
国民健康保険税賦課事務	町長
後期高齢者医療保険料賦課事務	町長
固定資産税課税事務	町長
成人及び老人保健に関する事務	町長
通所型介護予防事業に関する事務	町長
健診事業に関する事務	町長
公共下水道及び農業集落排水施設の使用に関する事務	町長
児童生徒健康診断事務	教育委員会
学校職員健康診断事務	教育委員会

**手続制度**  
**納税について**

**固定資産税、軽自動車税を納め忘れていませんか。**

固定資産税第1期と軽自動車税の納期限は、5月31日(月)でした。納め忘れの方は、早急に納めましょう。

**6月は町道民税(第1期)の納期です。**

納期限は6月30日(水)ですので、期間内に忘れずに納めましょう。

**手続制度**  
**特別児童扶養手当**

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童の福祉増進を図るための制度です。

**対象**

20歳未満で身体または、精神に一定以上の障がいを持つ児童を監護している父か母(所得の多い方)または、父母に代わって監護している人が、手当を受けることができます。

**手続き**

保健福祉課に、次の書類を提出してください。

認定請求書(保健福祉課に用紙あり)

請求者と対象児童の戸籍謄

本

請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

医師の診断書(保健福祉課に用紙あり)

印鑑、預金通帳(請求者名義のもの)

身体障害者手帳、療育手帳(手帳所持者のみ)

**手当の支払い**  
手当は知事の認定を受けると、認定請求をした翌月分から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が指定口座に振り込まれます。

**手当の額(区分と月額)**

1級該当児童1人につき  
5万0750円

2級該当児童1人につき  
3万3800円

**支給制限**  
手当を受けている人や、その配偶者と扶養義務者(父母、祖父母、兄弟など)の前年の所得が一定額以上ある場合は、その年度(8月~翌年の7月)は手当の支給が停止されます。

**手当額の改定**  
対象児童の障がいの状態が変わった場合と、対象児童数が増減のあった場合は、手当額改定請求書の提出が必要で

す。  
その他

所得状況届  
毎年8月に所得状況届の提出が必要で、この届け出は、8月から1年間の手当を支給するかどうかを審査するものです。この届け出をしないと、8月以降の手当が受けられません。必要な書類は受給者に直接送付します。

受給資格の喪失届  
次の場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すぐに届け出てください。届出が遅れたり、忘れたりすると手当を返還していただくこととなります。

対象児童が20歳になったとき  
手当を受けていた人が監護または、養育しなくなつたとき

対象児童が児童福祉施設などに入所したとき  
対象児童が死亡したとき  
手当を受けていた人が死亡したとき

対象児童が、障がいを理由とする公的年金を受けることができるようになったとき  
対象児童が、定められた障がいの程度に該当しなくなったとき

その他受給資格要件にあてはまらなくなったとき  
この他にも届け出の内容(氏名、住所、支払口座など)に変更があった場合や、手当証書を破損したり、汚してしまったり、紛失した場合には届け出が必要で、

**問合せ** 保健福祉課保健福祉グループ ☎72・2000

**手続制度**  
**アパート建築を支援します**

町は、町内に住みたいけれども住居を確保できないため、やむを得ず町外に住んでいる方がいることから、より多くの方が町内に住むことができるよう民間アパート建設を支援しています。

条件に合う場合は、建築費用の一部助成を受けることができますので、アパート建築を計画されている方は、ぜひ活用してください。

**住宅の条件**  
1棟当たり4戸以上の集合住宅であること  
住宅1戸当たりの専用面積が40㎡~65㎡であること  
対象住宅に係る駐車場が1

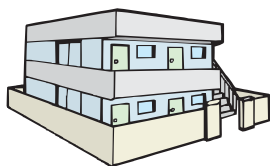
戸当たり1台分以上確保されていること  
各戸に玄関、便所、浴室、台所を設置されていること  
組立式仮設住宅でないもの  
新築の住宅であること

**助成対象** 次の 〳 の全てに該当する方  
平成23年1月31日までに、町の都市計画区域内に共同賃貸住宅を新築した方  
本町に営業所のある建設業者と工事契約を締結し新築した方または、本町に住所を有し自ら共同賃貸住宅を新築した方  
町税を滞納していない方

**助成額**  
1戸当たり40万円を助成  
1棟当たり400万円を限度に助成

(例)1棟6戸のアパートを建設した場合、40万円×6戸で240万円が助成されます。

**申込** 総務課まちづくり推進グループ ☎76・2131



**手続制度**  
**雇用保険制度が  
変わります**

4月1日から雇用保険制度が改正されました。  
非正規労働者の雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイムの方が被保険者となる基準が、これまでの6カ月以上の雇用見込みから31日以上の雇用見込みに緩和されました。  
**雇用保険料率の変更**  
雇用保険料率が、1000分の4.5引き上げられました。  
**季節的労働者の雇用保険の適用要件の緩和**  
季節的に雇用される方でも、

**子宮頸がん検診**

年齢	生年月日
20歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
25歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
30歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
35歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

**乳がん検診**

年齢	生年月日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
45歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
50歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
55歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
60歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

**健康**  
**女性特有のがん  
検診推進**

4カ月を超える雇用見込みがあり、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上であれば、特別被保険者に該当するようになりました。  
問合せ ハローワーク滝川 ☎22・3416

女性特有のがん（子宮頸がん、乳がん）の検診が無料で受けられるクーポン券と、がんや検診についてよく分かる検診手帳を送ります。  
**対象者** 平成22年4月20日現在町民で、左表の年齢の方  
**発送時期** 6月下旬

**健康**  
**医療費通知が変わります**

**注意事項** クーポン券が届く前に受けた検診は、クーポン券利用の対象外です。  
問合せ 保健福祉課保健福祉グループ ☎72・2000

後期高齢者医療制度に加入している方への医療費の通知は、今年度から希望者だけに発行されます。今後とも通知を希望する方はご連絡ください。  
**問合せ** 住民課生活安全グループ ☎76・2130  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

**健康**  
**健康体力増進室の閉室日**

6月20日(日)、27日(日)  
7月4日(日)、11日(日)  
**高齢者無料巡回バス運休日**  
7月13日(火)、14日(水)  
**問合せ** 保健福祉課子育て・生きがいグループ ☎72・2000

**いきいき**  
**健康講座**

**肺炎球菌ワクチンとは**

高齢者の肺炎で最も多い原因である肺炎球菌に有効なワクチンです。肺炎球菌以外の病原体で起こる肺炎には効果がないので、すべての肺炎を予防することはできません。近年、抗生物質の効きが悪い肺炎球菌も増加しています。それらの菌についてもこのワクチンは有効で、抗生物質の補助的な役割も期待されています。

**高齢者のための  
肺炎球菌予防接種**

高齢者の肺炎で最も多い原因である肺炎球菌に有効なワクチンです。肺炎球菌以外の病原体で起こる肺炎には効果がないので、すべての肺炎を予防することはできません。近年、抗生物質の効きが悪い肺炎球菌も増加しています。それらの菌についてもこのワクチンは有効で、抗生物質の補助的な役割も期待されています。

**予防接種の効果は**

1回接種すると、少なくとも5年間は効果が持続するとされています。短期間で再接種をすると接種したところが大きく腫れたりする副反応が増加しますので、5年以上空けないと2回目の接種はできません。一生に2回だけ接種することができます。

**副反応は**

1～2日で消失すると言わ

町では、65歳以上の方が指定医療機関で受ける肺炎球菌予防接種料金の一部を助成しています。  
**対象者** 予防接種日に65歳以上の方  
**指定医療機関** 空知中央病院、花月クリニック  
**申込方法** 指定医療機関に直接電話してください。  
**助成額** 3500円  
**問合せ** 保健福祉課保健福祉グループ ☎72・2000

健康

休日診療当番情報

内科  
休日夜間急病センター  
☎ 22・2299

外科

6月19日(土) 滝川市立病院  
6月20日(日) 滝川脳神経外科  
6月26日(土) 滝川脳神経外科  
6月27日(日) 滝川市立病院  
7月3日(土) 滝川脳神経外科  
7月4日(日) 滝川市立病院  
7月10日(土) 滝川市立病院  
7月11日(日) 滝川脳神経外科  
土曜日は午後から翌朝まで

歯科

6月13日(日) ひらやま歯科  
6月20日(日) メープル歯科  
(滝川)  
6月27日(日) 押尾歯科(砂川)  
7月4日(日) あさひ歯科(滝川)  
7月11日(日) 砂川ファミリー  
歯科(砂川)  
診療時間は9時〜12時

採用  
消防職員募集

受験資格 高校卒業以上で、昭和61年4月2日〜平成4年4月1日生まれの方

職種 消防職

採用予定日 10月1日(金)

採用人数 若干名

1次試験 7月25日(日)9時

願書配布 滝川消防本部、滝川消防のホームページから

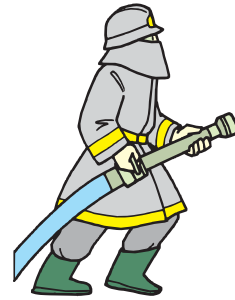
モダウンロード可能

締切 6月21日(月)17時

当日消印有効

申込・問合せ 滝川消防本部

総務課 ☎ 23・0119



採用  
税務職員募集

札幌国税局では、税務職員を募集しています。

受験資格 平成元年4月2日〜平成5年4月1日生まれの方

1次試験 9月5日(日)

受付期間 6月22日(火)〜29日(火)

申込先 人事院北海道事務局

☎ 011・241・1248

問合せ 滝川税務署

☎ 22・2191

その他  
不法滞在  
不法就労防止

6月は不法滞在、不法就労防止のための活動強化月間です。不法滞在や不法就労、密入国に関する情報があれば連絡してください。

問合せ 滝川警察署

☎ 24・0110

その他  
不正軽油防止

道は、7月を不正軽油防止強化月間と定め、道内各地でトラックなどの燃料抜き取り調査を実施します。

不正軽油を使わない、買わない、作らない、売らないを守りましょう。

問合せ

不正軽油ストップ110

☎ 0800・8002・110

空知総合振興局地域政策部 課税課

☎ 0126・20・0053

その他  
有給休暇取得促進

6月は北海道の年次有給休暇取得促進月間です。北海道は、全国平均よりも有給休暇の取得率が低いといわれています。

ます。有給休暇の取得は、労働者の健康確保と生活の充実に役立つばかりでなく、企業にとっても、勤労意欲の回復、生産性の向上などの利点があります。周りの人と都合をやりくりして、自由に有給休暇が取れる職場にしましょう。

問合せ 北海道労働局

☎ 011・709・2311

その他  
サマージャンボ  
市町村振興宝くじ

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月7日(水)〜30日(金)

発売単価 300円

1等 3億円(前後賞合わせ)

問合せ (財)北海道市町村振興協会

☎ 011・232・0281

その他  
こどもの国ボラン  
ティア募集

対象 高校生以上  
活動内容 草花の植え付け管理、公園内美化、利用者サービス活動

募集期間 随時

申込方法 電話または登録申込書の提出

問合せ 北海道子どもの国

☎ 53・3319

砂川少年自然の家

☎ 53・2246



お誕生

おめでとう

ごめいふくを

祈ります